

近 郊 緑 地 保 全 区 域 内 行 為 届 出 書

年 月 日

(あて先) 入間市長

住 所

氏 名 ㊞

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名)

電 話

首都圏近郊緑地保全法第7条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

記

1 行為地の所在地				2 行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
3 行為地の地目※	(1) 田 (2) 畑 (3) 宅地 (4) 山林 (5) 原野 (6) その他()								
4 行為地の状況									
5 行為の種類	行 為 の 内 容								
(1) 建築物の新築・改築・増築	工 事 の 種 別 ※	ア 新築 イ 改築 ウ 増築			屋 根 ※	ア か わ ら ぶ き イ ス レ ー ト ぶ き ウ 鉄 板 ぶ き エ そ の 他 ()			
	敷 地 面 積	m ²		構 造 ※					
	建 築 面 積	m ²							
	合 計 床 面 積	m ²							
	高 さ	地上 (階)						外 壁 ※	ア 板 張 イ モルタル塗 ウ しっくい塗 エ その他()
		地下 (階)							
用 途									
(2) 建築物以外の工作物の新築・改築・増築	工 事 の 種 別 ※	ア 新築 イ 改築 ウ 増築			構 造 ※	ア 木 造 イ 鉄筋コンクリート造 ウ 鉄 骨 造 エ ブ ロ ッ ク 造 オ そ の 他 ()			
	工 作 物 の 種 類							規 高 さ	
	敷 地 面 積	m ²		地上 m 地下 m					
	用 途							模	そ の 他
(3) 土地の形質の変更・水面の埋立て又は干拓・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	工 事 の 種 別 ※	ア 宅地の造成 イ 土地の開墾 ウ 土石の採取 エ 鉱物の掘採 オ 水面の埋立て又は干拓 カ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 キ その他()							
	行 為 の 目 的	規 模		行 為 面 積	m ²				
	跡 地 の 処 理 方 法 (ウ、エ、カ又はキの場合)			行 為 に よ っ て 生 ず る の り 高	切土部分 m	盛土部分 m			
	土石、鉱物、廃棄物 又は再生資源の種類 (ウ、エ又はカの場合)			そ の 他					
	(4) 木 竹 の 伐 採	独 立 木 以 外 の 場 合			独 立 木 の 場 合				
行 為 目 的					行 為 目 的				
伐 採 主 要 樹 種					伐 採 樹 種				
樹 高 及 び 樹 齢		約 m、約 年			樹 高	m			
伐 採 面 積		m ²			1. 5mの高さにおける幹の 周囲	m			
伐 採 方 法 ※		ア 皆 伐 イ 択 伐			樹 齢	約 年			
跡 地 の 処 理 方 法					伐 採 量	本			
摘 要									

※裏面に「注意事項」を記載していますので、必ず確認してください。

※注意事項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の概ね30日前までに提出してください。
- 2 この届出書は、都市整備部都市計画課へ提出してください。
- 3 提出部数は、正本1部、副本1部の計2部です。添付書類もそれぞれ2部提出してください。また、A4サイズに綴じこんでください。
- 4 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- 5 書類に不備がある場合は受付できません。この場合、不備とされた部分を訂正したうえで、再度提出していただくことになります。
- 6 「1 行為地の所在地」については、行為地が広域にわたる場合は、「〇〇地内」又は、「〇〇地の一部」と記入してください。
- 7 「4 行為地の状況」については、傾斜地、平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、工作物等の有無を記入してください。
- 8 ※印欄は、該当する事項を○印で囲んでください。
- 9 この届出書には、行為の種類に応じ、次の図面を添付してください。

(1) 建築物の新築・改築・増築

- ①案内図 行為地の位置を表示する図面
- ②付近見取図 行為地の区域並びに方位、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建築物を表示する図面で、原則として縮尺五千分の一以上のもの
- ③配置図 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存建築物その他の主要工作物及び木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員(当該建築物等からの距離を明示すること。)を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ④平面図 縮尺及び方位並びに各階の間取り及び各室の用途を表示する図面で、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑤立面図 四面を原則とし、縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩を表示する図面で、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑥断面図 二面以上とし、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑦その他 その他参考となるべき事項を記載した図面(求積図、現地写真等)

(2) 建築物以外の工作物の新築・改築・増築

- ①案内図 行為地の位置を表示する図面
- ②付近見取図 行為地の区域並びに方位、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建築物を表示する図面で、原則として縮尺五千分の一以上のもの
- ③配置図 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存建築物その他の主要工作物及び木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員(当該工作物等からの距離を明示すること。)を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ④平面図 縮尺及び方位並びに各階の間取り及び各室の用途を表示する図面で、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑤立面図 四面を原則とし、縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩を表示する図面で、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑥構造図 工作物の構造を表示する図面で、原則として縮尺二百分の一以上のもの
- ⑦その他 その他参考となるべき事項を記載した図面(求積図、現地写真等)

(3) 土地の形質の変更・水面の埋立て又は干拓・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- ①案内図 行為地の位置を表示する図面
- ②付近見取図 行為地の区域並びに方位、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建築物を表示する図面で、原則として縮尺五千分の一以上のもの
- ③平面図 縮尺、方位、行為地の位置及び境界線並びに現況及び行為後の状況を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ④縦横断面図 縮尺、現況及び行為後の状況を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ⑤地形図 縮尺、方位、行為地の境界線及び等高線を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ⑥その他 その他参考となるべき事項を記載した図面(求積図、現地写真等)

(4) 木竹の伐採

- ①案内図 行為地の位置を表示する図面
- ②付近見取図 行為地の区域並びに方位、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建築物を表示する図面で、原則として縮尺五千分の一以上のもの
- ③平面図 縮尺、方位、行為地の位置及び境界線並びに現況及び行為後の状況を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ④地形図 縮尺、方位、行為地の境界線、森林の状況及び等高線を表示する図面で、原則として縮尺五百分の一以上のもの
- ⑤その他 その他参考となるべき事項を記載した図面(求積図、現地写真等)